

○東京都台東区感染症診査協議会条例

平成11年3月19日

条例第4号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に基づき制定  
(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、東京都台東区感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 台東保健所（以下「保健所」という。）に、協議会を置く。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、台東区長（以下「区長」という。）が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 感染症指定医療機関の医師 4人以内
- (2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。） 4人以内
- (3) 法律に関し学識経験を有する者 2人以内
- (4) 医療及び法律以外の学識経験を有する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったときは、前項の規定にかかわらず、協議会の意見をきいて、委員を解任することができる。

(委員長を選任及び権限)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、台東保健所長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 協議会は、第3条各号1人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

5 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健所において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月2日条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。